

会議名称	令和6年度 第3回杉並区地域自立支援協議会 記録
日時	令和6年12月10日(火) 14:00~16:00
場所	杉並区役所分庁舎4階 第A・B会議室
<p>&lt;出席委員&gt;  ◎高山由美子委員、齋藤聡委員、田邊大樹委員、西明久恵委員、小林哲委員、相田里香委員、関根麻里絵委員、継仁委員、○野瀬千亜紀委員、藤巻鉄士委員、阿久津庄司委員、修理美加沙委員、早野節子委員、佐藤陽子委員、河津利恵子委員、池部典子委員、池部弘子委員、氷見真敏委員、高橋和哉委員、北島沙希委員  (◎会長 ○副会長)</p> <p>&lt;欠席委員&gt;  上田久美子委員、鈴木督委員、中元直樹委員、奴田原直裕委員、水谷泰三委員</p> <p>&lt;幹事&gt;  保健福祉部長：井上純良  障害者施策課長：矢花伸二  障害者生活支援課長：江川志穂</p> <p>&lt;事務局&gt;  障害者施策課：石場幸雄、永沢文子、田邊信広、ジングナー弘美、山本千佳、本田楠津子  高齢者在宅支援課：白川久美子 障害者生活支援課：星野健</p>	
<p>&lt;次第&gt;  1 開会 区挨拶  2 会長挨拶  3 議題・報告  (1) 12月1日開催 トークライブ報告  (2) 協議会で取り上げる課題に対する取組状況報告  (3) 各部会活動報告(拠点部会を除く)  (4) 地域生活支援拠点部会報告  4 グループ討議と発表  ・杉並区における虐待通報の現状と対応状況  ・それぞれの立場から、虐待防止と養護者支援を考える  5 その他(連絡事項等)  ・次回の日程  ・その他</p> <p>&lt;配布資料&gt;  資料1 今年度、協議会で取り上げる課題や取組  資料2-1 各部会活動報告  資料2-2 令和6年度第3回計画部会活動報告  資料3-1 令和6年度地域生活支援拠点部会委員名簿  資料3-2 令和6年度第1回地域生活支援拠点部会記録  資料3-3 地域生活支援拠点部会各WG記録抜粋</p>	
<p>&lt;内容&gt;  1 開会 区挨拶  皆様こんにちは。保健福祉部長の井上でございます。本日はご多忙の中、第3回地域自立支援協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は各部会の検討状況についてご報告いただく予定となっております。また、年度途中に立ち上がりました地域生活支援拠点部会におきましては、緊急時の対応について、また、強度行動障害の方に向けた支援をテーマに議論され</p>	

たと伺ってございます。そのほかの部会におきましても、今期のテーマに沿った熱心な活動をされたと聞いております。各部会委員におかれましては、ご多忙の中、議論を積み重ねていただいていることに感謝申し上げます。

本日の会議では養護者虐待予防と養護者支援について検討いただく予定となっております。養護者虐待につきましては非常に深刻な社会問題であり、杉並区においても、令和5年度に虐待の事実ありと判断した件数は19件となっております。そのうち養護者によるものが10件、今年度上半期におきましても既に6件となっており、地域社会全体でその予防と、養護者支援に取り組む必要があるものと認識してございます。皆様のお知恵と経験を結集し、活発なご議論がされることを期待しております。どうぞよろしく願い申し上げます。(保健福祉部長 井上)

## 2 会長挨拶

先日のトークライブについて、企画からご協力いただき、また、当日ご参加もありがとうございました。私は体調を崩してしまい、参加できずに本当に申し訳なかった気持ちと、残念な気持ちでいっぱいしております。本日も早速そこからの報告ということですので、報告を楽しみにしております。

また、今回もグループ討議の時間をできるだけ多くとりたいと考えております。初めからグループ討議のセッティングをしていただいているところですが、ぜひグループの中で忌憚のない意見を出していただけたらと思っております。できるだけグループ討議に集中できればと思っておりますので、議事の運営にご協力いただきたいと思います。(高山会長)

## 3 議題・報告

### (1) 12月1日開催 トークライブ報告

事務局の本田です。令和6年度杉並区地域自立支援協議会トークライブを12月1日(日)にセシオン杉並第8・9・10集会室で開催いたしました。当日、従事いただいた実行委員の皆様、ご登壇いただいた関係者の皆様、ご協力、誠にありがとうございました。

テーマは「それなら私もできるかも'24」で、当事者の方や関係者の協力を得て、寸劇や発表が行われました。昨年から引き続きご登壇いただいた方もいらっしゃるれば、今年度新たに身体障害の中学生の方もお母様と一緒にご登壇くださり、学齢期の方のご登壇はシンポジウム全体でも初めてでございました。今年度の来場者は77名、昨年度は55名でしたので、集客を増やす目的でふれあいフェスタと同時開催とさせていただいた効果がありました。事前申込みなしの当日参加の方も多くご来場いただきました。参加内訳としては、当事者や家族、支援関係者の方が大半で、その他一般の方の参加は今一步、というところであったと感じております。広く区民の皆様に興味を持っていただけるような広報、開催の時期、場所等は、次年度の課題として検討していきたいと思っております。参加者アンケートは、回答期限を延ばした関係で集計作業はこれからとなりますが、既に回答を頂いた方の意見として、「それぞれの障害ならではの困りごとや日々の工夫が楽しみながら理解できた」「テーマであるそれならわたしもできるかも、と思える内容だった」等、好意的なご意見をいただいております。

来月1月中旬に振り返りのトークライブ実行委員会を予定しております。実行委員会の中で、今回の反省点・改善点等の振り返りと、次年度に向けた話し合いを実行委員の皆様と行います。次年度も、今回と同様に区民目線のテーマを大事にしながらブラッシュアップさせていきたいと考えております。

以上で報告を終わりますが、実行委員で当日司会進行をお務めいただいた河津委員にも、補足やご意見・ご感想を頂戴してもよろしいでしょうか。(事務局 本田)

当日司会をさせていただきました河津です。事務局からの報告にありましたように、去年からさらにブラッシュアップをして、中学生の身体障害の方にご登壇いただいたり、精神の方もメンバーが変わり、フレッシュな感じで良かったと思っております。会場が以前と違い、セシオン杉並でふれあいフェスタの中での開催とのことで、会場は昨年より狭いかなと思っておりましたが、「盛況でしたね」という周りの評価もたくさんいただき、一体感を持てるような雰囲気だったと思っております。

反省としては、マイクを使って演技される方々がその都度、お渡りする作業がまごまごしてしまったかなという感想はあります。この1回ですべてを伝えるというのはなかなか難しく、「そういうの

やってるのね」「じゃあ今度は声をかけて、この人も」とか、あるいは一般の方にも波動的に、少しずつ認識を持っていただけるような仕掛けが出来たらと。このような取組を継続することで、「それならわたしもできるかも」と、主体的にとらえられるような効果が少しずつ広がっていけばよいと思いました。

スタッフの皆さんがしっかりやったださって、私はあそこに行って、司会するだけだったと、反省もしておりますが、一つのことを作り上げていく面白さというのを感じながらやらせていただきました。(河津委員)

## (2) 協議会で取り上げる課題に対する取組状況報告 資料1

事務局基幹相談支援センターのジングナーより、資料1を用いまして報告させていただきます。年度当初に今年度取り上げるべき課題ということで示したものの進捗状況等になります。

- 地域生活支援拠点の内容や評価  
→地域生活支援拠点部会が立ち上がったため、次第3(4)にてご報告いたします。
- 医ケア児部会から子ども部会の方への発展的解消・発足  
→次第3(3)にてご報告いたします。
- 強度行動障害のある方のニーズ把握、新たな取り組み等の検討  
→強度行動障害スーパーバイズ研修につきましては、第1回・第2回地域自立支援協議会でもご説明しましたとおり、これまでも施設に出向いて研修を行ってまいりました。今年度、事業開始後初めて研修内容の報告会を10月1日に杉並区役所本庁舎第4会議室で開催しております。区内民間通所施設及び相談支援専門員並びに区職員等、38名が参加し、今年度前期の対象者であるすぎのき生活園のご利用者に対するスーパーバイズ研修についてのご報告とパネルディスカッションを行いました。また、スーパーバイザーである講師の東京家政学院大学 原田先生から、改めて「行動障害のある方への支援について」をご講義いただき、非常に好評な内容でございました。現在、今年度後期の対象者及び対象事業者への介入を開始しております。対象事業所は、新しい生活介護事業所のビーイングバンブーさんで、対象のご利用者の方のいわゆる行動障害について介入を開始しております。2月に介入後の振り返り研修を行い、本年度後期の研修内容と、来年度の前期対象ケースの研修内容を来年度も報告会を開催し、報告する予定になっております。
- 強度行動障害のある方への支援体制の整備についての検討  
→次第3(4)にてご報告いたします。
- 知的障害のある施設入所者の地域移行についての検討  
→次第3(4)にてご報告いたします。
- 委員以外の当事者の意見の反映  
→当事者委員以外の区内にお住まいの障害当事者の方の意見をどのように協議会に反映させていくかという点については、本日のグループ討議に関して、すまいる3所にて事前聴取した当事者の皆様のご意見を発表する予定です。今回はこのようなやり方にしてはおりますが、今後も当事者意見の反映方法について皆様のご意見をいただきながら協議を続けたいと思っております。
- 個別事例から地域課題を抽出  
→こちらに関しては、すぎ相連(すぎなみ相談支援連絡会)の皆様と特定相談支援事業所の主任相談支援専門員の皆様にお集まりいただき、どのように進めていくか話題提供させていただいております。こちらについては検討継続中であり、地域自立支援協議会並びに相談支援部会で話題にしていただきながら形を作っていきたいと考えております。
- 虐待予防に繋がる良い取組集の作成、関係機関の配布  
→主に昨年度に各事業所の皆様にご協力いただいたところです。こちらにつきましては当初、何か冊子のようなものをお配りできればと思ってはいたのですが、現在、障害者生活支援課が構築中である事業者向け情報サイトの、事業者だけがアクセスできるページにキーワードを入れると事例が出てくるような形で掲載予定でございます。  
今年度協議会で取り上げる課題や取組についてのご報告は以上です。(事務局 ジングナー)

⇒ (2) 内容についての質問

⇒ 特段なし

(3) 各部会活動報告(拠点部会を除く) 資料2-1, 資料2-2

資料2-1及び資料2-2を用い、各部会のご報告をいたします。部会長の皆様にご協力をお願いいたします。

## &lt;計画部会&gt;

資料2-1の一番上、計画部会については事務局からご報告いたします。目的としては障害者施策推進計画の進捗報告を行うということで、11月6日に第1回計画部会が開催されております。主な役割としましては資料2-2の方に記載がございますように、参加いただいた委員の皆様から、令和6年9月までの取組状況の資料をお読みいただき、それに対してご意見を頂戴しております。時間が限られておりますので、申し訳ありませんが資料を各自でお読みいただければと思います。

今後のスケジュールは、令和7年6月頃に令和7年度第1回計画部会を開催。その後、基礎調査等を行い、また次の計画策定に向けてということになります。また、計画部会につきましては、これまでのご報告差し上げておりますように、本会や他の部会と異なり、任期は3年で設定しております。ご了承いただければと思います。計画部会は短いですが以上となります。(事務局 ジングナー)

## &lt;相談支援部会&gt;

相談支援部会についてご報告いたします。やどり木の修理と申します。

相談支援部会は10月18日に第2回相談支援部会を開催いたしました。意思決定支援において大切にしたいことについて皆様と討議をしていますが、テーマとしては多職種連携も掲げて話しております。多職種連携や効果的なケア会議となると、意思決定というよりも支援者の業務やスムーズな連携のためにどのように工夫していくかというところに注力をしてしまっていると個人的には感じております。意思決定支援を大切にしていくこと、また相談支援の基盤を形成するためには、今期の目的や取組はもしかしたら当事者目線ではなく支援者目線なのではないかと思い、来期に向けて見直しを図っていきたく思っているところです。以上です。(修理委員)

## &lt;地域移行促進部会&gt;

地域移行促進部会についてご報告いたします。あおばケアセンターの北島と申します。

地域移行促進部会は、「居住と支援体制」を今期のテーマに取り組んでおります。昨年度から大きく二つのことを進めておりました。

一つは地域移行について説明するパンフレットの作成を行っております。QRコード等で情報が取得でき、支援者と当事者が一緒に活用できるようなパンフレットになっております。グループホームや作業所を知りたい時にアクセスする場所や、支援にどのような種類があるのか、どのようなサービスが使えるのか説明するページ、そのほかに、支援者と当事者が一緒に社会資源を確認し、その場所に印をつけることができるような、書き込める地図を掲載したものを作成しております。

二つ目に、10月4日の第2回地域移行促進部会において、杉並区居住支援協議会の事務局である住宅課と居住支援法人をやられている不動産屋さんに来ていただいて、どういった支援をされているのかというお話を伺いました。参加者の方も居住支援法人がどのようなことやっているか初めて知ったという意見も多く、今後どんな連携ができるか、来期の活動内容も含めて第3回で話し合っていく予定です。以上です。(北島委員)

## &lt;高齢・障害連携部会&gt;

高齢・障害連携部会についてご報告いたします。相談支援事業所ういるの高橋と申します。

高齢・障害連携部会は、障害のある方が高齢期を迎えた後も支援を継続していくことを目的としますので、今回は介護保険サービスの支援者と障害福祉サービスの支援者の情報共有を目標としております。まず9月には、済美職業実習所とあけぼの作業所2か所の保護者会に出向き、杉並区の共生型サービスや高齢期への移行の説明会を行いました。10月と11月には、共生型サービス事業所である和田ふれあいの家とスギコーデイサロンに、済美職業実習所・あけぼの作業所の保護者の方々、職員の方々で見学に行きました。時間が許せば令和7年1月に、あけぼの作業所と済美職業実習所に和田ふれあいの家、スギコーデイサロンの皆様に見学に行っていたらと思うております。以上です。(高橋委員)

## &lt;医療的ケア児支援検討部会&gt;

医療的ケア児支援検討部会のご報告をいたします。障害者保健担当の永沢です。

医療的ケア児支援検討部会は、年2回検討会を開催しております。6月24日に第1回が終了しております。テーマは「18歳以降の生活と医療について」として、支援者の方、当事者の方から、それぞれ発表をしていただいております。特に18歳以降の医療については、18歳以上で小児科から成人科に医療が切り替わりますので、移行期の医療機関探しの課題や在宅診療に対する期待などを伺っております。その後、8月30日に医師会と区で検討会を実施しておりますので、第1回の参考意見を医師会につなげております。次は1月に実施する予定です。(事務局 永沢)

## &lt;補足・子ども部会について&gt;

こども発達センター所長の石場と申します。来年度につきましては、医療的ケア児支援検討部会を、子ども全体を検討する部会に変更するというので、国から指示のあるトライアングルプロジェクトも踏まえて、医療、福祉、教育、家庭、企業も含めた、より一層の連携構築についてご意見を伺っていきたく思っております。以上です。(事務局 石場)

⇒ (3) 内容についての質問

⇒ 特段なし

(4) 地域生活支援拠点部会報告 資料3-1, 資料3-2, 資料3-3

事務局ジングナーよりご報告をいたします。

資料は3-1、3-2、3-3になります。第2回地域自立支援協議会で皆様にご承認いただき、10月に第1回地域生活支援拠点部会を開催いたしました。第2回地域自立支援協議会では、名簿が完成しておりませんでした。委員名簿は資料3-1のとおりとなります。部会長は、いたる相談室の厚地さん、副部会長はあけぼの作業所の山田さんをお願いしております。本来ですと、部会長にはこの本会にもご参加いただいておりますが、年度途中での部会発足のため、今回は調整ができませんでした。第4回地域自立支援協議会にはご参加いただきたく思っております。この20名の委員の皆様と事務局を2つのワーキンググループに分け、部会当日に引き続きワーキンググループで課題について話し合いをしております。名簿の「緊」は緊急時対応計画について、「知」は知的障害の方の地域移行や強度行動障害について討議をしております。

資料3-2は、全体協議部分の記録となります。簡単にお話しさせていただきますと、第1回は委員の紹介と部会長、副部会長の選任。そして、地域生活支援拠点のおさらいと杉並区の現状と課題の説明をしております。

その後、各ワーキングに分かれ、緊急時対応計画を含む緊急時の対応と知的障害の方の地域移行や強度行動障害の方の課題等につきまして討議いたしました。各ワーキンググループの討議内容につきましては事務局本田の方からご説明いたします。(事務局 ジングナー)

事務局の本田です。資料3-3をご覧ください。

緊急時対応ワーキンググループでは、1つめの議題として、緊急時対応計画について現状の共有と拠点部会発足前から既に進められていた検討プロジェクトチームの報告を行いました。2つめの議題として、要支援者リストについて、区として「要支援者」をどのようにリストアップしていくか、委員の皆様と意見交換を行いました。

第1回ワーキンググループの結論といたしましては、今後話し合っていきたいことについて、①要支援者の対象をどうするか ②緊急時をどう考えるか、どのように定義づけをしていくか ③緊急ショート活用の活用についてということで、緊急時対応計画の作成を一個別事業としてではなく、地域生活支援拠点全体としてどのように考えていくか、より実効性をもった緊急時対応計画としていくための検討を今後進めてまいりたいと思います。また、「どのような人を要支援者としていくか」という意見交換では、「家族や介護者など、支援体制状況の優先度を高めるべき」「リスト作成(絞り込み)を実施したうえで、これまでどおり希望があれば全員作成する形がよいのではないか」「リスト作成に際しては、優先度を数値化できるようにフロー図を作成するとよいのではないか」等の意見が委員の皆様からあがりました。ワーキンググループ初回ということで、事務局からこれまでの報告がメインとなりましたが、第2回以降、さらに意見交換を行い、検討を進めてまいります。

次に、知的地域移行・強度行動障害ワーキンググループでは、知的障害者の地域移行と強度行動障害のある方への支援、それぞれの現状と課題の共有を行いました。次に、委員の皆様お一人ずつに支援上の課題についてお話しいただき、意見交換を行いました。

第1回ワーキンググループの結論といたしましては、今後、話し合っていきたいことについて、1つめに知的障害者の施設入所者の方を対象とした地域移行のシステム構築を検討していくこと。そのために、東京都地域移行コーディネーター事業についての情報収集や知的障害者の区的地域移行モデルケースの取組を新たに検討していきたいと思っております。こちらの検討にあたり、次回第2回より旧都立施設である社会福祉法人同愛会の日の出福祉園の方をオブザーバーとしてお招きし、入所施設の現状や、現場目線での地域移行の実現について等、お話しいただきながら議論にも加わっていただく予定でございます。2つめに強度行動障害者への支援ニーズ把握を目的としたアンケートをワーキンググループの中で既に作成を進めているところでございます。強度行動障害のある方を日頃支援するサービス事業所向けのもの、計画作成を行っている相談支援事業所向けのもの2種類を作成しておりますので、次回第2回ワーキンググループで完成を目指し、令和7年1月上旬頃に送付を予定しております。最後に、意見交換の中で委員の皆様から共有して出たキーワードも載せております。○人材不足・人材定着○施設職員の支援力の向上(支援力を高める時間がない)○地域移行についての仕組み、システムがない○支援者や家族に地域移行の意識がないといったところが共通の課題であるところも見えてきました。これらにもしっかり向き合い、実のある議論をしていきたいと思っております。こちらのワーキンググループに関しても、初回は事務局からの説明と今後についての道筋をたてることがメインとなりましたので、第2回以降、さらに意見交換を行い、検討を進めてまいります。各ワーキンググループの報告は以上です。(事務局 本田)

地域生活支援拠点部会は、その他の部会が年間を通し3回開催しているものを、今年度に関しましては半年で実施する形となります。次回は、12月26日に第2回の部会を予定しております。

第1回の部会では、皆様に活発に意見交換をしていただきました。ご協力ありがとうございました。地域生活支援拠点部会のご報告は以上となります。(事務局 ジングナー)

⇒ (4) 内容についての質問

■知的障害の方の地域移行の現状・課題の共有をしたということですが、そもそも施設入所されている方が都内外で何人おられるのでしょうか。基礎資料として何を活用し、現状の共有をされたのでしょうか。(高山会長)

→杉並区が援護している施設入所者の総数は221名。都内施設入所者は120名(うち、すだちの里すぎなみ入所者41名)、都外入所者は101名です。(事務局 ジングナー)

(※いずれも令和5年1月から3月時点のサービス実績に基づく人数)

→ありがとうございます。これから話し合いたいこととして、入所者の地域移行のシステム構築という、大きな課題に取り組んでいただくことになるとは思いますが、そもそも対象になる方が一体どこにどのくらいいらっしゃるかという規模感を自立支援協議会でもきちんと認識しておく必要があると思います。特に都外施設の入所者は、見えない存在にされているというところがあります。地域移行を考えていくには、当然その方達も含め、そして現実には、年齢や支援区分の状況等、個々の事情の中でどのような支援が必要なのかということになるかと思っております。その状況をイメージしてご議論いただくことがとても大事だと思います。杉並区の知的障害の施設入所者の方が大体どれくらいおられるかということは、なかなか日常的に接することが難しいですね。地域で生活している方の支援に携わっていても、施設入所者に関わる区の支援者は少ないと思います。そこをできるだけリアルに受け止めていくことがすごく大事であると思っておりました。第2回部会ではオブザーバーが参加してくださるとのこと、とても参考になるかと思っております。ありがとうございました。(高山会長)

■緊急時対応グループについて質問します。要支援者とはどのようなイメージを持てばよいのでしょうか。資料3-3の報告資料にあるほかに検討していることはあるのでしょうか。

→要支援者は、国からも地域生活支援拠点の要支援者リストについての項目がいくつか示されております。サービスや相談支援に繋がってない方であるとか、医療的ケアの有無など、いくつか項

目があります。その項目に沿っていくということと、ワーキンググループではそれだけではなく、身体状況や支援状況が整っているように見えてもご家族の介護状況と合わせ、複合的に考えないと一筋縄ではいかないという認識のもと検討を進めているところでございます。サービス利用の有無、障害支援区分、手帳保持の有無や等級、というような単純な区切り方はできないのではないかとというのが、ワーキンググループの意見であったかと存じます。(事務局 ジングナー)

■地域生活支援拠点の事業において、緊急時対応や地域移行等、優先的に取り上げて進めているところであると思いますが、地域生活支援拠点は緊急時対応と、知的障害の施設入所者の地域移行だけが目的ではないと思います。相談支援体制の構築や福祉人材の育成等、このほかにも課題があると思います。そのような課題も一体的に検討できるとよいと思いました。また、杉並区の地域生活支援拠点の考え方がその他の部会でも共有されていくようにしたいということを以前の協議会でもお話させていただいたかと思えます。地域生活支援拠点部会が立ち上がったからといって、部会に全部お任せしてということではなく、協議会全体で考えることが改めて必要だなと思いました。感想になります。以上です。(修理委員)

→おっしゃる通りでございます。今後ともよろしく願いいたします。(事務局 ジングナー)

#### ◆東京都自立支援協議会セミナーの報告

議題にはございませんが、昨日12月9日、東京都自立支援協議会セミナーに参加してまいりましたので、ご報告いたします。昨日参加のためこの場での配布資料等は特別ございません。

障害当事者から見た地域移行、地域生活支援の課題を共有するという題目で、東京都庁本庁舎で開催されました。前半の基調講演は、杉並障害者自立生活支援センターすだちの佐藤弘美氏が、講演をなさいました。区内のご利用者の事例等も含めながら、地域移行の課題についてご共有いただいております。後半は多摩養護園に入所され、ご家族が後見人になられた当事者の方が、自分には後見制度は必要ないと裁判起こされ、後見を外されて地域移行なさったというお話がございました。また、ご自身も精神障害を患った当事者でありながら、現在グループホームで世話人としてお仕事されている当事者の方のお話や支援者の皆様のお話も聞かせていただきました。

地域自立支援協議会への当事者意見の反映は、東京都の今期の非常に強いテーマの一つとして交流会等でも同様の話をされておりますが、昨日も強いメッセージのあるお話がございました。都協議会会長のメッセージにも、どのように当事者意見を反映させていくかについて、

”Nothing About Us Without Us !” (私たちのことを私たち抜きに決めないで!)と、非常に強いメッセージが打ち出されております。杉並区としましても、今期は当事者意見の反映について協議を進めております。引き続き、この内容について相談支援部会や地域移行促進部会にて詳しくご案内しながら一緒に協議していきたく思っております。会場には、地域生活支援拠点部会の厚地部会長と池田委員にはご挨拶できましたが、他の方もいらしていたかもしれません。ご挨拶できず失礼いたしました。報告は以上です。

(事務局 ジングナー)

#### 4 グループ討議と発表

##### <グループ討議前の事前説明>

昨年度から今年度に向け、杉並区内で養護者虐待の通報受理数が飛躍的に増えている状況があります。第8期から障害者虐待について様々な協議を行い、サービス事業者さんから良い取組集を出していただいておりますが、養護者の虐待予防と養護者支援について本格的に協議をしたことは、これまでなかったのではないかと記憶しております。そのため、地域の課題として皆様とお話していきたいと思えます。そして、既に皆様にアンケートのご協力をいただいておりますが、ケアラー支援について障害者施策推進計画でも支援をしていく記載がございます。そちらともリンクすることで、今回本テーマをグループ討議の内容にしております。詳細につきましては、机上配布資料「虐待の定義と対応状況」でご説明いたします。

##### ■スライド2～4 虐待の定義とは？～障害者虐待防止法の概要～

虐待の定義につきましては皆様もご存知のところも多いかと思えますので要点のみご説明いたします。障害者については障害者手帳の有無は問わず対応しております。

障害者虐待とは、①養護者による障害者虐待②障害者福祉施設従事者、いわゆる支援者による障害者虐待③使用者(障害者が働いていらっしゃる会社)による虐待の3つに分かれております。

障害者虐待の類型は次の5つになります。①身体的虐待、これは一番分かりやすく、叩く・蹴る等です。②放棄・放置は、障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置等による身体的虐待や心理的虐待、性的虐待と同様の行為を放置すること含まれます。続いて③心理的虐待、障害者に対する暴言や、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。④性的虐待、わいせつな行為をすること、あるいはさせること、⑤経済的虐待、障害者から不当に財産上の利益を得ること。この5つが類型となっております。

#### ■スライド5 虐待対応の考え方

これは障害者福祉施設従事者に調査に入る際も同じ内容でお伝えしておりますが、罰を与える、加害者を捕まえる等の権限は我々には全くございません。それらが目的ではなく、通報をきっかけに、日頃の家族関係や周辺環境・支援状況等を見直し、よりよい関係性やネットワーク構築を支援することを目的としております。これらは、障害者虐待防止法上において養護者支援も同様に行うよう明文化されております。通報があった場合は支援者と繋がり、新しい家族関係を構築するチャンスととらえて欲しいということで、ご家族や養護者の方にお話をしているところでございます。

#### ■スライド6～7 具体的な対応

具体的な対応につきましては、スライド7の対応フロー図にコアメンバー会議というものがございます。こちらは障害者施策課長を座長とし、組織としての判断やどのような支援を行っていくか確認するための会議となっております。当然ながら、対応した職員の一存で決めているということではなく、区としてどのような対応を行っていくか組織として判断をしております。

被虐待者と養護者で対応する職員を分けた方が効果的であると障害者虐待対応マニュアルには記載がありますが、現実的には体制的に厳しい状況がございます。当事者に対応し、ご家族との分離を図った職員がご家族の方にその内容を説明するというような局面もございます。課内他係や他機関の皆様にもご協力いただき、役割分担をしている状況がございます。

#### ■スライド11 今年度の対応状況

今年度における区の対応状況です。9月30日現在の件数になります。

今年度4月から9月末までの半年間での対応は40件です。この40件は、昨年度にあった通報を引き続き調査しているものや、昨年度に虐待の事実ありと判断し、その後の経過をモニタリングしている件数も含まれます。昨年度1年間の対応状況が58件、今年度は半年間で40件であり、件数は上がっている状況でございます。

今年度対応件数のうち、今年度通報があった件数は30件。内訳は、養護者による虐待に関する通報が21件。昨年度の養護者虐待は1年間で23件の通報でしたので、今年度は半年で21件という状況になっております。ただし、通報受理した案件の全てが虐待の事実ありという判断になるとは限らないため、お間違いのないようご理解いただければと思います。

#### ■スライド12～24 国及び東京都と杉並区の比較

虐待通報受理件数について、こちらは養護者虐待の受理件数になります。国も東京都も件数は上がっておりますが、杉並区は令和3年の9件から令和4年、5年と倍の件数が上がっております。今年度は半年で前年の約1年分の件数であり、通報件数が上がっている状況でございます。

続いて、養護者虐待通報受理件数のうち、事実確認調査を行い虐待の事実ありと判断された件数です。国、東京都は、令和4年が最新のデータとなりますのでそちらをご覧ください。通報受理件数は国で7402件。うち28.7%が虐待の事実ありと判断されています。一方、区の令和4年度は通報受理件数の40%、令和5年度は45.4%に虐待の事実ありと判断しております。「虐待の事実あり」「虐待の事実なし」「虐待の事実の判断に至らず」この3つのいずれかの判断を各自治体で行い、調査結果を国に提出しております。「虐待の事実の判断に至らず」とは、通報内容について客観的な事実の確認が調査において出来なかったということです。

続いて虐待行為の類型です。身体的虐待が国も区も一番多くを占めております。杉並区の特徴としては、虐待の事実ありとした件数が昨年度10件のみのため、その中での比較とはなりますが、身体的虐待とともに心理的虐待の事実ありと判断したケースが多くあります。身体的虐待と同時に心理的に負担がないとは言えないため、合わせて判断しているケースが多くございます。

続いて、被虐待者の性別です。今年度は女性が若干多くなってございますが、杉並区は令和4年度

については男性が多くなっており、いずれも虐待の事実ありと判断した人数が男女合わせて令和4年度は8名、令和5年度は10名のため、1名から2名違うだけで年によって割合に差が開いてしましますが、実際は大きな差異はないという形になっております。

続いて、被虐待者の障害種別です。国は知的障害と精神障害の方が多い傾向があります。杉並区では令和4年度、5年度ともに知的障害の方が多い傾向があります。重複障害の方もそれぞれカウントしますので、人数としては、実際に虐待の事実ありと判断した人数と合わないところもありますが、知的障害の方が多い傾向です。

続いて、被虐待者の年齢です。国は20歳から29歳、40歳から49歳、50歳から59歳が多くなっており、こちらに関しましては、杉並区の年齢層はばらついており、特段特徴的なことはないところと考えております。

障害支援区分についてです。一見、区分の重い方が多いのかと思いがちですが、実は一番多いのは障害支援区分のない方です。こちらは国も杉並区も同様となっております。障害は軽度で作業所の通所のみで障害支援区分がない方や、グループホーム等にお住まいで、休日帰宅された際に虐待を受けてらっしゃるようなご相談も多くございます。あとは精神障害の方で虐待を受けているケースも多くございます。

続いて、虐待者の性別、加害者側の内訳でございます。国は男性が多いという結果が出ております。杉並区は令和4年度、5年度で男女それぞれ1人から2人の違いです。こちらについては特徴としてとらえるほどの差異はないと存じます。

続いて、虐待者の年齢層です。国は60歳以上が40%と多くを占めております。区もどちらかというと年齢層が高い方が多い状況です。令和4年度は50歳以上が7名(50～59歳が4名、60歳以上が3名)、令和5年度も50歳以上が7名(50～59歳が1名、60歳以上が6名)となっております。

続いて、虐待者の続柄です。ご両親が一番多くを占めており、杉並区はお母様が多い傾向があります。これらはやはり、実際にケアを担っておられる方のご負担が家族の中で一番ある方と思われるので、ここの支援について本日考えていければと思っております。

続いて、虐待の発生要因や状況につきましては、先ほど申し上げた国の一斉調査に記載されている項目になります。虐待者の介護疲れが要因として考えられるのではないかと、あるいは、そもそも虐待者が虐待の認識がないのではないかと、国が定めた項目に事案を当てはめる調査が国の方からございまして、その結果を掲載しております。「虐待者が虐待と認識していない」という項目が国と区ともに一番多くを占めております。調査をさせていただき、養護者の方のお話を伺ったところ、「しつけの一環」というようなお話をされたり、「昔からこうしています」というご説明をいただくことが多いです。

続いて、被虐待者側の要因という項目も調査内容にございまして、被虐待者の①介護度・支援度の高さ②行動障害③その他の要因という三つに分かれております。こちらも大きな差異はなく、支援度の高い方はどうしても要因としてあるのかなと思っております。全てを足して100%にならないのは、どの項目にも当てはまらない案件があるためです。

続いて、家庭環境の要因です。家庭における被虐待者と虐待者の虐待に至るまでの人間関係などとなります。例えば、よく耳にするのは共依存関係である、もともとモラハラのような関係性があった等がうかがえる場合にこちらにチェックをつけております。家庭における経済的困窮ですが、貧困や経済的困窮が要因となり虐待に至ったケースもございます。また、家庭内に要介護者や障害のある方が複数にいらっしゃるケース、例えばお母様がお1人で障害のあるお子様お2人を介護されていたというようなケースもございます。

#### ■スライド25 事例①

事例があるとさらにイメージがふくらむのではないかと幹事会でご意見がございましたので、架空の事例でございますがご紹介いたします。

被虐待者が30代男性、愛の手帳3度、グループホームで生活していますが、週末にご本人が帰宅された際にご自宅で虐待があったケースです。虐待者は60代後半のお母様です。ご本人がご自宅に週末帰られた際に、お母様が小言を言い、それに対してご本人が言うことを聞かなかったことから、お母様がご本人をワイパーの柄で叩いてしまった。週明けの通所時に、ご本人から「お母さんが叩いたんだよね」という話があり、ボディチェックをしたところ痣が残っていたため、施設職員が通

報したというケースでございます。

ご本人の自立のためとお母様がしつけを非常に厳しくされ、ご本人をお育てになられた。しかし、痣ができるのはまずいということで、ご本人の帰省回数を減らす、帰省の時にはご兄弟も一緒にご実家に帰り、皆で食事をする等、そのような対応を行い、今後一切お母様と会えないということではなく、新しい家族関係の構築を行い、ご本人がお母様のことが好きという気持ちも尊重しながら虐待が起きないような見守りを続けているケースです。

#### ■スライド26 事例②

被虐待者が40代女性、愛の手帳2度。在宅生活を送られ、日中は生活介護に通っている方です。虐待者は70代のお母様です。お父様との3人世帯で、お父様がご本人の介護に無関心というご家庭です。ご本人の不安定な行動やこだわりにお母様が疲れ切ってしまう、本人を突き飛ばし、馬乗りになって叩いてしまった。お母様が自ら、とてもつらい状況であることを通所の連絡帳に記載いただいたため、通所先から通報をいただいたケースです。調査に入ったところ、お母様が本当に限界であることが分かり、緊急分離。ご本人は短期入所を利用しつつグループホームの入居を目指していく支援方針となっております。

これまでいくつか分離したケースはございますが、例えばやむを得ない措置というような形でご本人との面会を制限するケースはほとんどございません。分離しても週末には支援者やほかの家族と一緒に会うという形で調整をしているケースがほとんどになります。

机上配布資料を用いたご説明は以上です。(事務局 ジングナー)

#### <すまいるご利用者からの聞き取りのご報告>

養護者支援について皆様と討議するにあたり、すまいるのご利用者から、ご家族に対して思うことについて聞き取りをしていただいております。「養護者虐待についていかがですか」「養護者支援についてどのようにお考えですか」といったテーマであると、お話しするのが難しい状況もあるかと思ひ、ご家族に対してのご意見をそれぞれ頂戴しております。休憩時間に配布した資料をご覧ください。全てを読み上げるのは難しいのですが、ラインを引かせていただいたところをご覧くださいればと思います。

「母に否定されてしまう」、「障害という理由で否定されてしまう」というご意見もあれば、「今思えば私だけ治療しても無理で、家族のケアも必要だと思う」と当事者ご自身も感じていらっしゃる、「支援者や訪問看護の方が家族の体調も考えてくれるのは、家族の心理的負担なども考えてくれているのかな」とか、養護者自身のケアも大事だと感じていらっしゃるということが分かりました。「両親の元気がないと不安になる」と、ご本人はご家族の調子や体調をすごく気にかけていらっしゃることも今回の聞き取りで把握することができました。このほかにも、私たちがそうですが、ご家族といさかひがあったり、色々思うこともあるが、今後も今まで通り普通の関係でいることが出来たらよいな、という思いを寄せてくださる方もいらっしゃいました。ほかにも、「今まで通り何とか暮らせるとよい」、「平和で喧嘩のないようにしていきたい」あるいは、サポートを受けているご本人が「サポートしている側の方がもっと言いたいことがあるのではないか」というふうに慮っていらっしゃる等、家族に対する複雑な思いがある一方で、自分を支援してくれることへの感謝の思いを抱えておられるのだと思います。

最後に、すまいる高円寺のヒアリングから得られた気づきというところがございまして、「本人理解を深めるためにも、本人をケアする家族の今を知ることの大切さを改めて感じた」ということで、養護者支援について皆様と考えていくことがご本人の支援にも繋がっていくのだということがこの事前の聞き取りで把握できたところでございます。グループ討議の中でも、当事者の皆様のご意見も参考にさせていただきながら討議していただければと思います。(事務局 ジングナー)

杉並区の障害者虐待の対応状況のご報告と当事者意見については以上となります。委員の皆様におかれましては、ご本人と養護者であるご家族、両方と関わっておられる支援者の方がほとんどかと存じます。その中で養護者虐待の防止や予防していく際に必要と思われることはどのようなことがあるか。あるいは、システムとして必要なこと等、皆様と一緒に話し合っていければと思います。事前のご説明については以上です。(事務局 ジングナー)

## 【グループ討議内容の発表】

## &lt;4グループ&gt;

まず、ご家族が地域生活を送るうえでオープンになっていないのではないかとということで、隠しごとなく、自然に地域と繋がって生活できるよう支援していく方法が必要であるという話がありました。家族から地域の支援者へ相談しやすい雰囲気はまだあまりないのかなど。それから、虐待に至る背景としても、被虐待者となってしまった家族が相談できる場所がなかったのではないかと思いました。一方で、相談や通報件数が上がっていることについては、意識も変化しているのではないかと話もありました。家族の意識を変えるのはなかなか難しく、それまで積み重ねた関係性もあるだろうから、それを変えようとするのではなく、地域と繋がりを作って、地域の居場所を増やしていくために、例えばサロンがあって、そこに気軽に話せる場があれば家族の方が変わるきっかけになるのではないかと考えました。

また、当事者の斎藤委員から「(虐待行為をしたとしても)家族だから許されると思っちゃうのでは」という、つまり家族としては「本人を思って良いことをしている」という認識があるのではないかと話もありました。地域との繋がりがなく、外部からの情報を得られないことからそのような認識を持ってしまっていることもあると考えられるため、やはり地域で支援できる体制づくりを行うことが大事なのではないかと話がありました。

愛の手帳の制度が閉ざされたものとなっており、逆に足枷になっているご家族もあるのではないかと話もありました。最初に窓口となった人、繋がった支援者が大事なのではないかというような話もありました。斎藤委員にお聞きしたところ、信頼できると思える支援者に出会えたのは、今までで10人に1人ということでした。そのご意見を念頭に置き、1割を目指して支援者として頑張りたいと思います。以上です。(事務局 星野)

## &lt;1グループ&gt;

1グループは、障害者団体連合会ご所属の方、高齢部門にご所属の方と相談支援というメンバー構成で議論いたしました。高齢部門と障害部門というところでの違いも少し出ました。高齢者の場合ですと、高齢者の介護はほとんどの方がいずれは経験するようなことであるため、共有しやすい場が高齢の方はあるのかなという話がありました。障害部門ですと、家族会が同じような意味合いである部分もあるかと思いますが、虐待と思われる行為がある疑いのある方は、そのような団体には所属しないと思います。本当に必要と思われる方がそのような場に来ないというところでは、先ほどの4グループの意見にありましたが、共有できる場が必要なのかなと思いました。

現在、障害者施策課でケアラー支援についてアンケートをさせていただいており、調査中・結果を分析中という段階ではありますが、養護者が集える居場所を整えていくというのも養護者支援に入ってくるのかなという話もありました。養護者の方の中にはご理解いただけない方もいるので、第三者的に支援者が介入する必要性もあるかと思われます。ただ、支援者を家の中に入れることにハードルを感じる方もいらっしゃるかと思います。ゆるやかに見守ることも重要であると思います。

また、手続きの難しさ・煩雑さからどこに相談すればいいのかというのが一般的に分かりづらい側面もあり、その辺りも整えていく必要があるかと思いました。そのような社会的な第三者の気づきを、周りの目で見ても要望していくことも必要であるという話がありました。

日々の虐待防止については、生活介護やヘルパーの支援が入っていると、お体に触れて支援するような方の場合であれば早期発見もできるため有効な対策なのではないかと思えます。早野委員からは、重度の障害児・医療的ケア児は、訪問看護など専門的な機関が早期に介入し、助言をいただくことも虐待予防ということでは大事なのではないかと話が出ております。以上です。(事務局 田邊)

## &lt;2グループ&gt;

昨今、高齢の家族と障害のある方、ダブルのケアをしている家庭も増えております。世帯を支援する視点がとても大事かと思えます。世帯を支援するには、様々な関係機関の情報の連携が必要で、個人情報の関係などもあるとは思いますが、そうした壁をくぐり抜けながら連携するツールを見出していくことが大事なのではないかと思えます。

また、利用者の方は、日頃向き合っている支援者ではない方にあえて気持ちを吐露するようなこ

ともあるという話もありました。そのような話を聞いた時に、吐露した気持ちを吸い上げることができると、その際に心理職や保健師のような専門職も話が聞ける体制が整っているとより深いお話にすぐに繋ぐことができるのではないか、そういう体制の整備も一方であるといいかもしれないという話がありました。

2点目は、そうした場に繋がるができない。繋がりたい気持ちがいま一步、前に向かない、社会と関わることにためらいを持ってしまう方がいるということですので、そういった方へのアプローチは、「ここに来てください」としても来づらいかと思います。先ほどの世帯への支援のお話と同様に、普段とは別の場所で気落ちを吐露できるような場が地域の中にいつもあると入り口としてはとても良いのではないかと思います。保健センターに来てくださるとなると気持ちが向きにくくなってしまふけれども、一般の方々が集う場に入口をいくつも作っていくこともきっかけとしては必要なのではないかと思います。以上です。(事務局 石場)

### <3グループ>

3グループは、色々な話が出ました。家族会などの繋がりが多いご家族は、虐待というようなことは少ないのかなと思います。逆に、障害者虐待だけではないですが、孤立しているご家族に手が届けられるといいなという話がありました。今度、2月に初めて養護者虐待の防止という観点から、ご家族同士のしゃべり場・語り場のような企画をしております。そのような場を続けられると良いなと思います。

また、支援者としてもご家族からご本人に対する圧が強いなと思っていても、障害当事者との家族関係の中で「多少仕方ないかな」と思ってしまふところがあるのではないかと思います。「本当はそれは権利侵害に当たるけど、仕方ない」と思ってしまふところがあるのではないかと。毎日ご苦労しながら接している家族については、そうした考えがさらに強くなっていくのではないかと思います。それを改善していく必要があるのではないかとのお話がありました。ご本人の変化や成長にご家族がついていけない。例えば、ご年齢を重ねて当たり前の成長としてご本人がご家族に反抗しだすと、「この子、最近精神的におかしい」というようなお話に直結してしまうこともあり、それは逆に言うと、ご本人がご自宅で安心して生活できているからこそ、自立の反抗期を迎えたとは受けとめられなくなってしまう。そこから権利侵害や暴言に繋がるようなケースもあるのではないかとのお話がありました。ご本人たち自身も支援者と話す時は「本当はこういうことイヤなんだよね」「本当はこういうことしたい」と話してくれるけど、ご家族を前にした時に「そんなことないわよね」と言われると、家族を思いやる気持ちがご本人にもあるので「うん」と言ってしまう。そこに、直接的な養護者支援ではないですが、虐待防止や権利擁護の観点からセルフアドボカシーについても進めていかななくてはいけないのではないかとのお話がありました。

養護者同士の繋がりを作るというご意見は他のグループでもありましたが、気軽にお話できる場を作っていくということと、当事者に「自分の思いを伝えていいんだよ」という支援も合わせて必要だという話がありました。以上です。(事務局 ジングナー)

本日のグループ討議の内容は持ち帰らせていただき、新しい取組等を作っていけたらと思います。ありがとうございました。(事務局 ジングナー)

### 5 その他（連絡事項等）

次回第4回の日程は、現在調整中でございます。令和7年3月上旬を予定しております。日程が定まり次第、メールにて皆様にお知らせいたします。事務連絡は以上です。(事務局 ジングナー)

進行にご協力いただきましてありがとうございました。今年は年内最後ということですので、皆様、最後まで健康にご留意して良いお年をお迎えください。

本日はありがとうございました。(高山会長)

以上